

第5期第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画（素案）の概要

1 背景及び目的

(1) 背景

- 西中国地域（島根県、広島県、山口県）のツキノワグマは、他地域から孤立して分布しており、平成6年度以降は国による狩猟禁止措置がとられ、個体群の存続を図る措置が積極的に講じられた
- 一方、ツキノワグマは農耕地や人家周辺に出没し、農林業被害や人身被害を発生させることから人との軋轢が問題となっている

(2) 目的

人身被害の回避、農林水産物及び家畜等の被害の軽減と地域個体群の安定的な存続の両立を目指す

2 管理すべき鳥獣の種類

ツキノワグマ

3 計画の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

4 特定鳥獣の管理を行う地域

山口県全域

5 これまでの取組み

西中国山地国定公園及び羅漢山県立自然公園の区域(7,832ha)を、くくりわな架設禁止区域に設定（～R6.10.31）
※第13次鳥獣保護管理事業計画で再指定予定

6 第5期ツキノワグマ管理計画の目標

(1) 現状：令和元～2年度生息状況調査結果

- 生息状況
 - ・分布：恒常的生息域は約8,200km²（第1期計画策定時の1.6倍に拡大）
 - ・生息数：約767頭～約1,946頭（中央値約1,307頭）（前回：約460頭～約1,270頭（中央値約850頭））
- ※分布域は拡大傾向、生息数は安定傾向
- ※調査手法、解析方法を変更したため前回と比較できない

(2) 管理の目標

人身被害の防止及び農林畜産業被害の軽減を目指すとともに、将来にわたり西中国地域個体群が安定的に存続できる水準を維持する。

(3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

「ゾーニング管理」で定めるゾーンの対応方針に基づき「個体群管理」、「被害防止対策」、「生息環境管理」を実施。併せて、各施策を効果的に進めるために「普及啓発」、「錯誤捕獲の防止」を実施

7 第5期ツキノワグマ管理計画の施策

(1) 各施策の対応方針としてのゾーニング管理

個体群の安定的な維持及び人とツキノワグマの軋轢の低減を図るため、人の生活域では被害防止対策によりツキノワグマの侵入を防ぎつつ、侵入個体を排除

①ゾーンの定義と役割

ゾーン	場所の定義	役割	主な施策
保護地域 (コア生息地)	奥山	ツキノワグマ個体群の健全な維持を図る	個体群管理(錯誤捕獲の防止) 生息環境管理(生息環境の確保)
緩衝地帯	保護地域と排除地域の間の地域	個体群の維持と排除地域への侵入を防ぐ	個体群管理(捕獲・錯誤捕獲の防止) 生息環境管理(生息環境の確保、環境帯整備) 被害防止対策
排除地域	人の生活域及び活動域(居住地域、農林畜産業に従事する地域)	人の生活・活動を安心して営む	個体群管理(捕獲・錯誤捕獲の防止) 生息環境管理(緩衝帯整備) 被害防止対策

②広域ゾーニングと地域ゾーニング

全県を対象に個体群を維持するための保護地域（コア生息地）とツキノワグマの分布を広げないための排除地域を設定する。また、集落レベルでより細かいスケールのゾーンを設定する。

(2) 個体群管理

①捕獲の管理に係る基本指針

西中国地域個体群の安定的な存続を図るため、捕獲数の年間上限目安値を設定して、総捕獲数管理を行う。

②総捕獲数管理

年間捕獲上限目安値は、基準とする生息数の12%とする。
※基準生息数=1,307頭(R2年度9月末)-180頭(R2年度10～3月捕獲数)

＜年間捕獲上限目安値は西中国3県で年間135頭＞

(3) 被害防止対策

- ①誘因物の管理
- ②農林畜産業被害の防止対策
- ③年間捕獲上限目安値に近づいた場合の被害防止対策の強化
- ④人身被害の防止

(4) 生息環境管理

- ①緩衝帯の整備
- ②ツキノワグマの生息に適した環境の把握と確保

(5) 錯誤捕獲の予防と防止

- ①くくりわな架設禁止区域の設定
- ②はこわなの改良
- ③錯誤捕獲個体の放獣
- ④錯誤捕獲発生に関する情報の収集と整理
- ⑤適正な捕獲及びわなの管理の指導
- ⑥狩猟免許所持者及び新規狩猟免許取得者に対する指導
- ⑦イノシシ及びニホンジカ管理計画との調整

(6) 普及啓発

- ①一般者向けの普及啓発
- ②市町担当者及び農業従事者向けの被害防止対策知識と技術の普及
- ③捕獲従事者向けの適正な捕獲に関する普及啓発

(7) モニタリング等の調査研究

ツキノワグマの生息状況や生息環境を把握するため、モニタリング調査を実施

目的	方法	内容	ゾーン
推定生息数の算出	カメラトラップ法調査	少なくとも5年に1回、3県共通で実施する。	保護地域・緩衝地帯
出没等の把握と分布域の算出	目撃・痕跡・捕獲情報の収集	位置、内容等について各県が毎年収集する。	全ゾーン
個体群動態の把握	捕獲個体分析	体重や体長等の外部計測値、年齢、食性などの分析	全ゾーン
資源量の把握	開花調査・シードトラップ調査	果実（コナラ等の堅果類やミズギ等の液化類）の開花と結実状況を収集する。	保護地域・緩衝地帯
ツキノワグマの生息適地の把握	GPSテレメトリー調査など	GPS首輪装着を行い個体の軌跡と植生の情報等から主要な利用地域を把握する。	全ゾーン

8 その他特定鳥獣の管理のために必要な事項

(1) 計画の実施体制

(2) 計画の評価と改善

- ・科学部会：協議会への技術的助言
- ・協議会：施策の評価、改善、計画の見直し